

## 令和2年度第11回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年1月27日（水）午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	8番	関山	節夫
2番	原	恵子	9番	水島	寿徳
3番	秋山	啓治	10番	野谷	茂
4番	中村	隆一	11番	原	淳利
5番	橘川	直泰	12番	井上	宗士
7番	露木	聖一			

4 欠席委員

6番 倉持 純子

5 事務局職員出席者

事務局長	石原	慎也
副主幹	二宮	浩久
主任主事	雨宮	敦

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

4番 中村 隆一                      5番 橘川 直泰

8 報告事項

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

9 議 事

- 議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
- 議案第23号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- 議案第24号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

## 会議の状況

### 【議長】

それでは第11回の総会を開催したいと思います。出席委員は11名です。

倉持委員は、欠席となっております。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

1月7日に緊急事態宣言が発令されましたが、農業委員会は月に一度集まって総会を行いますので、マスクの着用や手洗い、うがいを行い、新型コロナウイルスに感染しないよう気を付けてください。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第11回総会の議事録署名委員につきましては、4番中村委員、5番橘川委員、お願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。報告事項1農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

### 【事務局】

#### 一 報告事項1朗読 一

それでは説明いたします。

NO1になります。このたび、令和2年12月28日に相続による農地の所有権取得の届出がございました。権利を取得した農地についての農業委員会によるあっせんの希望はありません。なお、この届出の受理通知書を令和3年1月8日付で発行しております。

NO2になります。令和2年12月28日に相続による農地の所有権取得の届出がございました。権利を取得した農地についての農業委員会によるあっせんの希望はありません。なお、この届出の受理通知書を令和3年1月8日付で発行しております。

NO3になります。令和3年1月8日に相続による農地の所有権取得の届出がございました。権利を取得した農地についての農業委員会によるあっせんの希望はありません。なお、この届出の受理通知書を令和3年1月15日付で発行しております。

NO4になります。令和3年1月8日に相続による農地の所有権取得の届出がございました。権利を取得した農地についての農業委員会によるあっせんの希望はありません。なお、この届出の受理通知書を令和3年1月15日付で発行しております。

### 【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、報告事項2農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

### 【事務局】

#### 一 報告事項2朗読 一

それでは説明いたします。

NO1になります。関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、山西の釜野橋交差点北側に位置する市街化区域の土地です。土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

NO2になります。関係資料位置図の地図2をご覧ください。場所は、吾妻神社入口交差点付近の国道1号線北側に位置する市街化区域の土地です。土地の所有者は、道路敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

#### 【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第22号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

#### 【事務局】

— 議案第22号朗読 —

#### 【議長】

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願いします。露木委員、お願いします。

#### 【委員】

1月19日に一色地区農業委員及び事務局で、借受予定者立会いのもと、対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、一色の前寒風に位置する農用地区域の農地1筆で、面積は1,125㎡です。

借受予定者に営農計画などについて聞き取りをした結果、効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われれます。

#### 【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

#### 【事務局】

本議案については、中間管理機構である神奈川県農業公社を利用した賃借となっているため、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定について一括で審議することとなります。

議案第22号関係資料をご覧ください。NO1は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付けする案件となっており、1ページから4ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。NO2については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付けする案件となっており、5ページから9ページに一括方式による集積計画を添付してお

ります。また、当案件に係る位置図は10ページに、公図の写しは11ページに添付しております。

利用目的についてですが、当該地は既に梅の木が植えられており、借主がそのまま引き継いで梅を栽培する計画であり、新規申請でございます。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われま。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

#### 【議長】

それでは、質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、これよりお諮りします。議案第22号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手多数でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」ことといたします。

続きまして、議案第23号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

#### 【事務局】

— 議案第23号朗読 —

#### 【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。原恵子委員、お願いします。

#### 【委員】

1月19日に二宮地区農業委員及び事務局で、対象農地を確認いたしました。

対象地は、二宮字妙見窪3筆、前柏木3筆、奥柏木1筆、柏木台2筆、峰山入2筆及び松根台1筆の計12筆となっております。

対象地は、みかんや露地野菜等が栽培されており、農地として適正に利用されておりました。

#### 【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは、議案第23号関係資料をご覧ください。

対象地は二宮字妙見窪、前柏木、奥柏木、柏木台、峰山入及び松根台に位置する12筆となります。

本議案は、相続税の納税猶予を受けている者の申告期限からの営農期間が20年を迎える年に、納税猶予の特例を受けている農地等の確認を農業委員会が行い、利用状況を税務署に回答するものでございます。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

**【議長】**

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、これよりお諮りします。議案第23号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり認める」といたします。

続きまして、議案第24号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

**【事務局】**

— 議案第24号朗読 —

**【議長】**

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

議案第24号関係資料をご覧ください。

本議案につきましては、令和元年10月に他県の農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生したことを受け、令和元年11月28日に開催した全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議されました。

これを踏まえ、当町農業委員会においても、その職務遂行にあたり、法令遵守の姿勢を明文化して取り組むため、昨年1月に申し合わせ決議を実施したところでございますが、毎年度継続して実施し、法令遵守の徹底を図っていくことから、本年度においても議案上程いたしました。

申し合わせ内容につきましては、資料のとおりとなっておりますので、読み上げにつきましては、割愛させていただきますが、これに沿って、今後の農業委員会活動を各々が行っていただくものとなっております。

以上でございます。

**【議長】**

本案件の決議内容は、不正を発端としたものではありますが、個人情報保護も徹底しなければならないという文面もありますので、知り得たことは他には漏らさないようお願いします。

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、これよりお諮りします。議案第24号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、「原案のとおり決議する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決議する」といたします。本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前9時55分閉会